

# 危険な空家を解体する費用を補助します

最高30万円!

北斗市では、倒壊のおそれがあるなどの危険な空家の解体を促進し、安心して生活できる環境を確保するため、空家の解体工事の費用の一部を補助します。

## ●対象となる空家等

おおむね1年以上居住その他の使用実績がない空家で、北斗市が空家法による特定空家等と判断したもの（勧告を受けたものを除く）

## ●対象者（申請者）

- 北斗市内に対象となる空家等を所有（相続人を含む）している個人
- 北斗市税の滞納のない方
- 申請者及び世帯員が暴力団員でない方

## ●補助対象事業

- 対象となる建物のほか門や立木など、敷地内の全てのものを除却し更地にする工事
- 北斗市内の解体業者等に依頼して行う工事
- 家財、立木の処分費用は対象外です
- 他の公的補助等と重複していないもの

## ●補助金の額

(1)、(2)それぞれア～ウのいずれか低い額となります。（千円未満切捨て）

(1) 専用住宅、併用住宅（住宅部分が1/2以上のもの）

ア 対象費用の1/3

イ 国が定める単価で計算した工事費の1/3

ウ 30万円

(2) (1)以外の建物

ア 対象費用の1/3

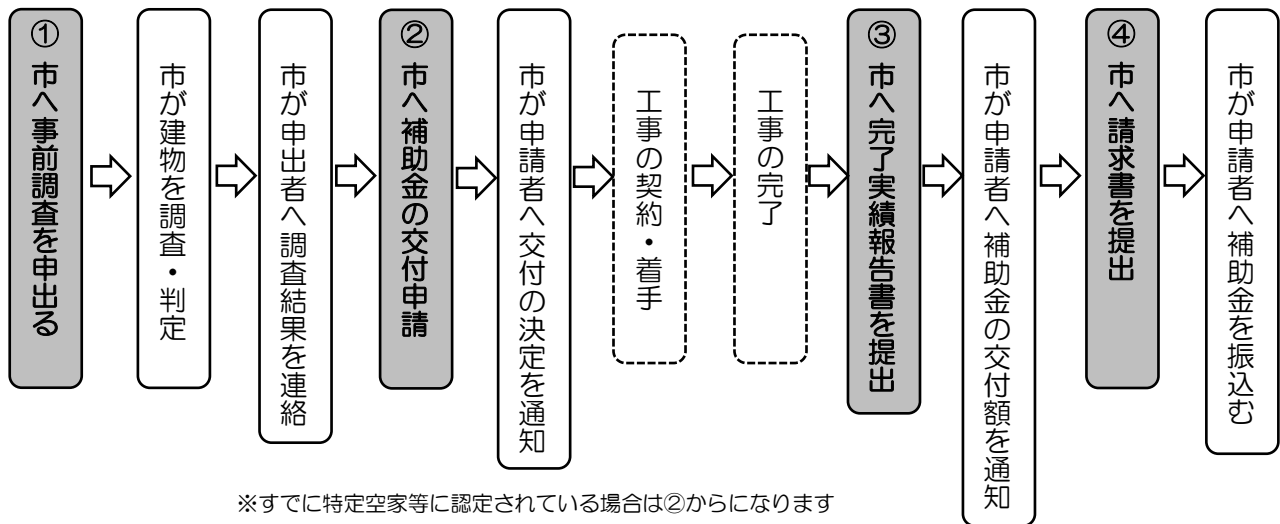
イ 国が定める単価で計算した工事費の1/6

ウ 15万円

## ●注意事項

- ・倒壊の危険性がないなど、特定空家等に該当しない空家は、補助の対象になりません。
- ・申請前に特定空家等の認定などの事前確認が必要です。
- ・すでに解体業者等と契約している場合は、補助の対象になりません。
- ・工事は、申請年度の1月末までに完了しなければなりません。
- ・申請が年度の予算額に達した場合は、申請を締め切ります。

## ●手続きの流れ



## ●申請に必要な書類（申請は随時受付けております）

- 実施計画書
- 北斗市税の納税証明書
- 住民票の写し
- 空家の登記事項証明書
- 空家の付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の全景写真
- 解体事業者等の要件を満たすことを証する書類
- 工事の見積書（補助対象工事及び対象外工事の内容のわかるもの）の写し
- 所有者又は相続人が複数いる場合は全員の同意書
- その他、市長が必要と認める書類

### お問い合わせ先

北斗市役所 市民部環境課 環境係

049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号

☎(代)0138-73-3111 内線122~125